

事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 8 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

協定締結医療機関の協定の実施状況等の報告及び
医療機関等情報支援システム（G-MIS）の ID 付与について（周知依頼）

令和 7 年 8 月 8 日付け事務連絡「医療措置協定に基づく協定の実施状況等の報告体制の整備に係る作業について（依頼）」により、追って連絡することとしておりました、協定締結医療機関からの具体的な報告時期等について、下記の 1 のとおりお示しいたします。

また、協定締結医療機関への医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）の ID 付与の留意事項についても、下記の 2 においてお示ししておりますので、都道府県におかれては、管下の協定締結医療機関に周知いただくとともに、今後の報告等が円滑になされるよう、御配慮をお願いいたします。

記

1. 協定締結医療機関（感染症法に基づく医療措置協定を締結した病院・診療所、薬局及び訪問看護事業所をいう。以下同じ。）における医療措置協定の実施状況等の報告について

（1）報告の根拠

感染症法第 36 条の 5 により、協定締結医療機関から都道府県への協定の実施状況等の報告について、以下のように規定されています。

- ・協定締結医療機関は、都道府県から協定の実施状況等の報告の求めがあったときは、正当な理由がある場合を除き、速やかに報告しなければならない。（第 3 項）
- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）は、電磁的方法により当該報告を行わなければならない。（第 5 項）
- ・病床確保に係る協定を締結した医療機関（第一種協定指定医療機関）以外の協定締結医療機関は、電磁的方法により当該報告を行うよう努めなければならない。（第 6 項）

※ 報告義務違反に対する罰則は規定されていない。

なお、「電磁的方法」については「感染症法に基づく『医療措置協定』締結等のガイドライン」において、新型コロナの対応における確保病床の状況等についての報告と同様、医療機関等情報支援システム（G-MIS）により、報告を行っていただくこととされています。

（2）G-MIS の入力時期

- ・平時（新興感染症発生・まん延時以外）においては、1 年に 1 回

- ・新興感染症発生・まん延時においては、入力項目に応じて、毎日もしくは週に1回
※令和7年度においては、G-MIS 運営事業者による医療機関マスタのメンテナンス、協定締結医療機関への ID 及び入力権限の付与等を実施後、協定締結医療機関による G-MIS 入力は11月下旬以降に開始いただく予定です。

(3) G-MIS の入力項目

- ・昨年度と同様、別添1のとおり、医療措置協定に係る具体的な内容のほか、新興感染症の発生・まん延時に有用と考えられる項目について、各協定締結医療機関より入力いただきます。
- ・入力いただく項目には、「確保病床数」等、医療措置協定の内容も含まれていますが、G-MIS への入力だけでは医療措置協定の内容は変更されません。協定締結医療機関が医療措置協定の内容を変更したい場合は、必ず都道府県と協議を行うようにしてください。

(4) G-MIS の操作方法等

- ・具体的な G-MIS の操作方法等については、下記リンク先に掲載している操作マニュアルをご参照ください。

参考：協定締結医療機関における医療措置協定の運営・実施状況等の報告について

https://www.mhlw.go.jp/stf/0000089060_00003.html

2. 協定締結医療機関の留意事項について

2-1. 病院・診療所について

- ・既に医療機能情報提供制度等で G-MIS の ID を付与されている病院・診療所は、11月下旬以降にお知らせ（都道府県からの入力依頼等）が届くため、案内に沿って G-MIS へのログイン、入力をお願いします。
- ・既に G-MIS の ID を付与されている病院・診療所においても、担当者の変更やメールアドレスの不備等でメールが不達となる事例が発生しており、各医療機関において改めて確認・修正をお願いします。
- ・現時点で G-MIS の ID を付与されていない病院・診療所は、「「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」における G-MIS 新規ユーザ登録申請のご案内」のページより、G-MIS の ID 付与の申請をお願いします。申請後、G-MIS 事務局よりログイン ID や初回パスワード等の情報をメールにて送付するので、案内に沿って登録をお願いします。
また、「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各医療機関において設定をお願いします。

「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」における G-MIS 新規ユーザ登録申請のご案内ページ

<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

参考：医療機能情報提供制度について（医療機関向けページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35867.html

※申請の時期によっては登録に時間を要する場合があります。

※医療措置協定を締結した病院・診療所において、G-MIS の ID を厚生労働省において確認できなかった場合、追って都道府県経由でお知らせします。

2-2. 薬局について

- ・既に薬局機能情報提供制度で G-MIS の ID を付与されている薬局は、11 月下旬以降にお知らせ（都道府県からの入力依頼等）が届くため、案内に沿って G-MIS へのログイン、入力をお願いします。
- ・既に G-MIS の ID を付与されている薬局においても、担当者の変更やメールアドレスの不備等でメールが不達となる事例が発生しており、各薬局において改めて確認・修正をお願いします。
- ・現時点で G-MIS の ID を付与されていない薬局は、「「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」における G-MIS 新規ユーザ登録申請のご案内」のページより、G-MIS の ID 付与の申請をお願いします。申請後、G-MIS 事務局よりログイン ID や初回パスワード等の情報をメールにて送付するので、案内に沿って登録をお願いします。
また、「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各医療機関において設定をお願いします。

「医療機能情報提供制度、薬局機能情報提供制度」における G-MIS 新規ユーザ登録申請のご案内ページ

(<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>)

参考：薬局機能情報提供制度について（薬局事業者向けページ）

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoku/iyakuhin/kinoujouhou/index_00003.html)

※申請の時期によっては登録に時間を要する場合があります。

※医療措置協定を締結した薬局において、G-MIS の ID を厚生労働省において確認できなかった場合、追って都道府県経由でお知らせします。

2-3. 訪問看護事業所について

- ・G-MIS の ID を付与されている訪問看護事業所は、11 月下旬以降にお知らせ（都道府県からの入力依頼等）が届くため、案内に沿って G-MIS へのログイン、入力をお願いします。
- ・現時点で G-MIS の ID が付与されていない訪問看護事業所は、都道府県から提出いただいた協定締結医療機関の一覧に基づき、G-MIS 事務局において、G-MIS の ID を付与し、医療措置協定に係る内容を G-MIS へ反映します。追って、G-MIS 事務局よりログイン ID や初回パスワード等の情報をメールにて送付するので、案内に沿って登録をお願いします。
また、「@gmis.mhlw.go.jp」のドメインからのメール受信ができるよう、各訪問看護事業所において設定をお願いします。

以上